

職場における熱中症撲滅に向けた要請

職場における熱中症は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少しており、平成25年から平成29年までの5年間における熱中症による休業4日以上の死傷災害については29件となり、第12次労働災害防止計画における山口労働局内の目標は達成されたところです。

また、引き続き本年についても平成30年3月6日付け山口労発基0306第5号にて、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（以下、「クールワークキャンペーン」といいます。）の実施についてお願いしたところです。

しかしながら、本年におきましては7月25日の山口市前町では全国観測地ランキング1位となる38.8℃を記録し、気象庁において「7月中旬以降、東日本と西日本では太平洋高気圧に覆われ、晴れて気温のかなり高い日が続いており、7月中旬の平均気温は、中国地方において平年差+3.1℃と1961年の統計開始以来、7月中旬としては最も高くなった」旨の発表もなされており、記録的高温となっている状況です。

第13次労働災害防止計画を踏まえて山口労働局において策定した労働災害防止に関する推進計画では、『職場での熱中症による死者者数ゼロ』を目標としていますが、県内が記録的高温となっている状況を踏まえると、相当の危機感を持って熱中症対策に取り組む必要があります。

これらの事項を踏まえて、従来、7月をクールワークキャンペーンの重点取組期間としていたものを、引き続き8月まで延長することといたしました。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、熱中症の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、熱中症防止に努めていただきますよう、要請いたします。

- 1 クールワークキャンペーンの重点取組期間を8月まで延長するため、特に、異常を認めたときには躊躇すること無く救急隊を要請すること、WBGT値の低減効果の再確認と追加対策の検討、水分・塩分の積極的摂取やその確認の徹底及び労働者の健康管理について、引き続き重点的に実施すること
- 2 クールワークキャンペーン実施要綱の10(2)エ(ア)に掲げられた措置(WBGT基準値を大幅に超える場合における作業停止等)を徹底すること

平成30年7月31日

厚生労働省山口労働局長

金刺 義行

